

## 農地転用の許可基準

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。

立地基準			一般基準（主なもの）	
農地区分	要件	許可の方針		
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された区域内的の農地	原則として不許可。 ただし、農用地利用計画に適合する農業用施設を設置する場合等は許可	事業 実施 の 確 実 性	資力と信用があるか  転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか  遅滞なく転用されるか  他法令による許認可が得られる見込みがあるか  ほか
甲種農地	市街化調整区域内にある農業公共投資の対象になった農地（農業公共投資後8年以内）集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した農地	原則として不許可。 ただし、公益性の高い事業（第1種農地の場合をさらに限定）の用に供する場合等は許可		
第1種農地	生産力の高い農地、集団農地、農業公共投資の対象となった農地	原則として不許可。 ただし、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可	被 害 防 除	土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか  周辺の営農条件に支障がないか  ほか
第2種農地	近い将来、市街地として発展する環境にある農地や農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団（おおむね10ha未満）の農地	周辺の他の土地に立地することが困難な場合、公益性の高い事業の用に供する場合等は許可	一 時 転 用	一時転用後、耕作されることが確実か  所有権以外の権利設定か
第3種農地	都市的施設の整備された区域内的の農地や市街地内の農地 例：駅・役場等からおおむね300m以内にある農地 市街地の中に介在する農地等	原則として許可		